

配分先情報の提供に関するガイドライン（案）

（ 平成 24 年 月 日 ）
（ 日 本 証 券 業 協 会 ）

このガイドラインは、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」という。）第4章に定める、引受会員による配分先情報の提供に関する考え方を取りまとめたものである。

なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。

1. 配分先情報に係る顧客の範囲

主幹事会員は、配分規則第5条第1項第1号イからハまでに掲げる者のうち、次に該当する者については、同条第2項の規定により同条第1項第1号に定める配分先情報に係る顧客として定めるものとする。

(1) 配分規則第5条第1項第1号イに掲げる銀行

すべての銀行。ただし、不動産投資信託証券（「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号ホに規定する不動産投資信託証券をいう。）以外の株券等の募集又は売出しにあっては、金融庁がそのホームページ中「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」（<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>）において公表している「銀行免許一覧」の中で「都市銀行」又は「信託銀行」の業態としている銀行。

(2) 配分規則第5条第1項第1号ロに掲げる投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び同号ハに掲げる投資法人

次の①ないし③のいずれかに該当する者

- ① 募集又は売出しにおいて、積極的又は継続的な需要の申告又は取得若しくは買付けの申込みを行っている者
- ② 今後、募集又は売出しにおける積極的又は継続的な需要の申告又は取得若しくは買付けの申込みを行うことが見込まれる者
- ③ 相当程度の運用財産を有していることが見込まれる者

2. 本協会への配分先情報に係る顧客の届出の様式

配分規則第5条第2項の規定により主幹事会員が定めた顧客を本協会に届け出る場合の様式は、別紙に定めるところによる。

3. 銀行に係る他の引受会員への通知及び本協会への届出の要領

1. (1)により配分規則第5条第1項の顧客として定めた銀行を、同条第2項の規定により主幹事会員が他の引受会員に通知する場合及び本協会に届け出る場合、当該銀行を

1. (1)の「銀行免許一覧」の業態ごとに包括し、当該業態の名称を記すことで足りる。

この場合、当該業態の名称が、いつ現在の「銀行免許一覧」に掲載されているものかを明記するものとする。

なお、この場合、主幹事会員が明記した日付現在の「銀行免許一覧」に掲載されている当該業態に該当する銀行につき、配分規則第6条の規定により他の引受会員が主幹事会員に配分先情報を提供するとき及び同規則第7条の規定により主幹事会員が配分先情報を発行者に提供するときの当該配分先情報は、当該銀行の名称及び当該銀行に配分した株券等の数量の情報であることに留意するものとする。

4. 発行者に提供した配分先情報及び主幹事会員における配分数量上位30名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合）

主幹事会員は、配分規則第5条第2項の規定による本協会への届出のほか、同規則第15条の規定に基づき、その前おおむね3か月の間に行われた募集又は売出しのうち本協会が求めるものにおいて、配分規則第7条の規定により当該主幹事会員が発行者に提供した配分先情報及び当該主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に30名までに該当する顧客（個人を除く。）の配分先情報を、それぞれ、本協会に報告するものとする。この場合の報告の様式は、別紙に定めるところに準じ、本協会が求めるところによるものとする。

付 則

このガイドラインは、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

別 紙

提 出 日

平成

年

月

日

日本証券業協会

自主規制本部 自主規制 1 部 行

(代表)主幹事会員名	
担 当 部 署 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

発行者に提供することとする配分先情報に係る顧客に関する届出

銘 柄 名		
主幹事会員	代 表	
	代表以外	
引 受 会 員		
有価証券届出書提出日		
条件決定日（期間）		
払込期日、払込期間の末日、受渡期日		
引受けに係る 株券等の数量	募 集	(うちオーバーアロットメント分)
	売出し	(うちオーバーアロットメント分)
配分先情報に係る顧客（配分規則第 5 条第 1 項第 1 号の顧客）		

【留意点】

1. ご記入いただいた個人情報につきましては、この届出に関する御連絡のために利用させていただきます。
2. 「引受けに係る株券等の数量」は、提出日現在における予定の数量を記入して下さい。
3. 「配分先情報に係る顧客」は、先に日本語表記の顧客を五十音順に、次に英語表記の顧客をアルファベット順に、記入して下さい。
4. 「配分先情報に係る顧客」の欄が不足する場合は、下方に欄を追加して記入して下さい。
5. 配分先情報に係る顧客を適宜の様式に記載して、この様式に添付していただくことも結構です。